

第2回 生活困窮者自立支援制度 ブロック会議説明資料

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

テーマ

任意事業の取組を広げる

- (1) 任意事業の実施に向けた効果的な取組
- (2) 平成28年度新規補助事業の取組状況

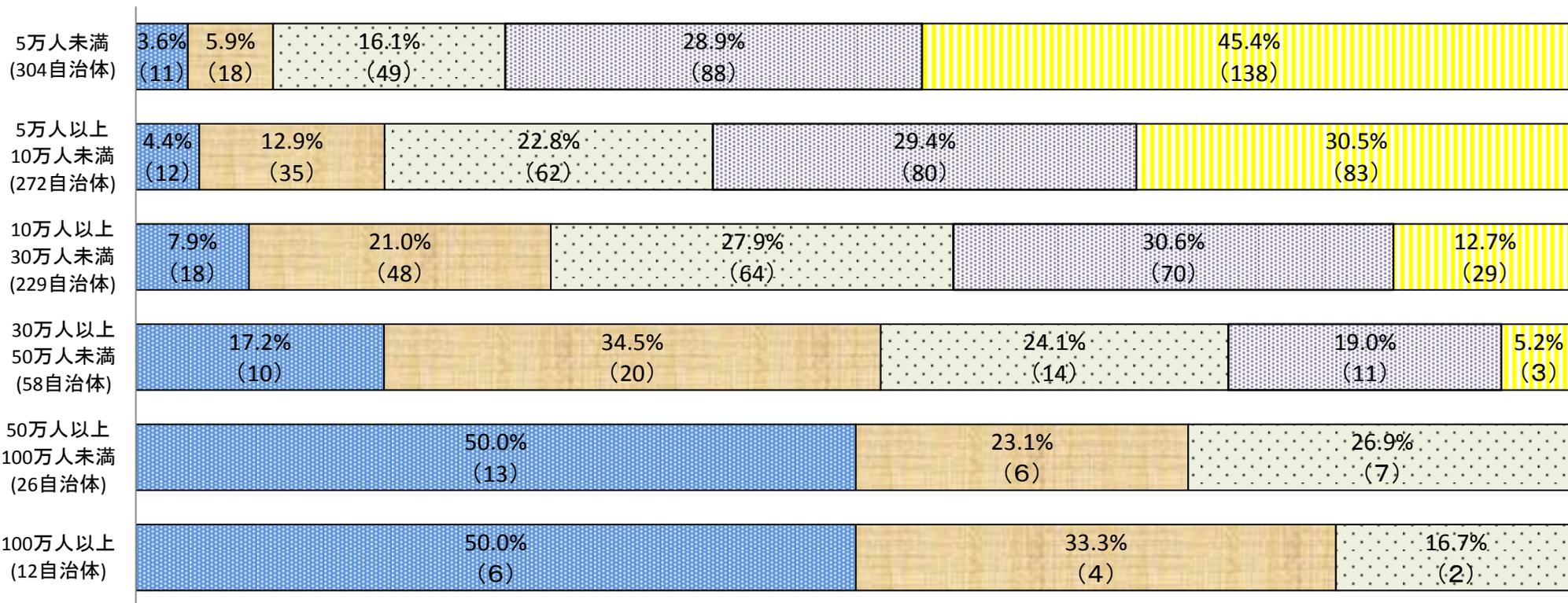
【この他の周知事項】

- ・人材養成研修に関する周知事項について
- ・支援状況調査について
- ・生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会について

(1) 任意事業の実施に向けた効果的な取組

任意事業の実施に向けた効果的な取組

- 任意事業の実施率は増加しているが、下記のとおり、4つの任意事業(就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業)の実施数を見ると、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調である。
- このような中、人口規模の小さい自治体での実施を促進するため、①周辺自治体との共同での事業実施、②都道府県の主導による広域での事業実施を行うことにより、任意事業の実施を推進する取組がなされている。
- こうした取組も参考に、任意事業未実施の自治体におかれては、実施に向けた検討を進めていただくとともに、都道府県におかれては、管内自治体の任意事業の実施の促進に努めていただきたい。



人口規模別の、4つの任意事業(就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業)の実施数

■ 4事業 ■ 3事業 ■ 2事業 ■ 1事業 ■ 0事業

周辺自治体での共同実施・都道府県主導による広域での事業実施の事例

○周辺自治体との共同での事業実施

就労準備支援事業

- 近隣3市で就労自立段階の者に対する就労体験を共同で実施。事務局は3市で持ち回りとしており、体験先の開拓や参加者の募集、支援員による体験先事業所への同行等を行っている。体験先事業所は各市に所在しており、遠方で通えない者への送迎も実施。(兵庫県加西市、加東市、西脇市の取組事例)

子どもの学習支援事業

- 近隣5市が共同して、学習教室や就労体験等の相互利用を実施。相互利用により教室開催日数、場所の確保や利用者への複数の選択肢の提供というメリットが生まれている。(埼玉県越谷市)

一時生活支援事業

- 県内の複数の市(10市)が一機関(NPO法人)に委託し、①住居の提供、②利用状況の把握・安否確認、③食事の提供等の支援を共同で実施。(静岡県)

○都道府県主導による広域での事業実施

就労準備支援事業

- 県が中心となり、県内3市と共に(公財)沖縄県労働者福祉基金協会に委託して共同で実施。沖縄本島に3つの拠点を設置。県がまとめて委託契約を行い、各自治体はあらかじめ協議のうえで決定した負担額に応じた利用定員の範囲内で事業を利用している。(沖縄県)

家計相談支援事業

- 全県的に実施する必要があるという考え方のもと、県内各市に対して共同実施を提案。(9市で実施)県内に2箇所の拠点を設け、各自治体へ週2回程度の出張相談を行っている。(熊本県)

一時生活支援事業

- 府が中心となり、シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つのブロックに分け、事業を実施。(大阪府)

一時生活支援事業における広域実施の取組事例

①大阪府の取組事例

- 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

| | |
|------|---|
| 自治体 | 大阪市を除く全ての市町村 |
| 取組内容 | <p>・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。</p> <p>【府、市町村の役割分担】</p> <p>＜大阪府＞</p> <ul style="list-style-type: none">・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。 <p>＜契約市＞</p> <ul style="list-style-type: none">・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。 <p>＜契約市以外の各市町村＞</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村管内での協力施設の開拓。・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。 |

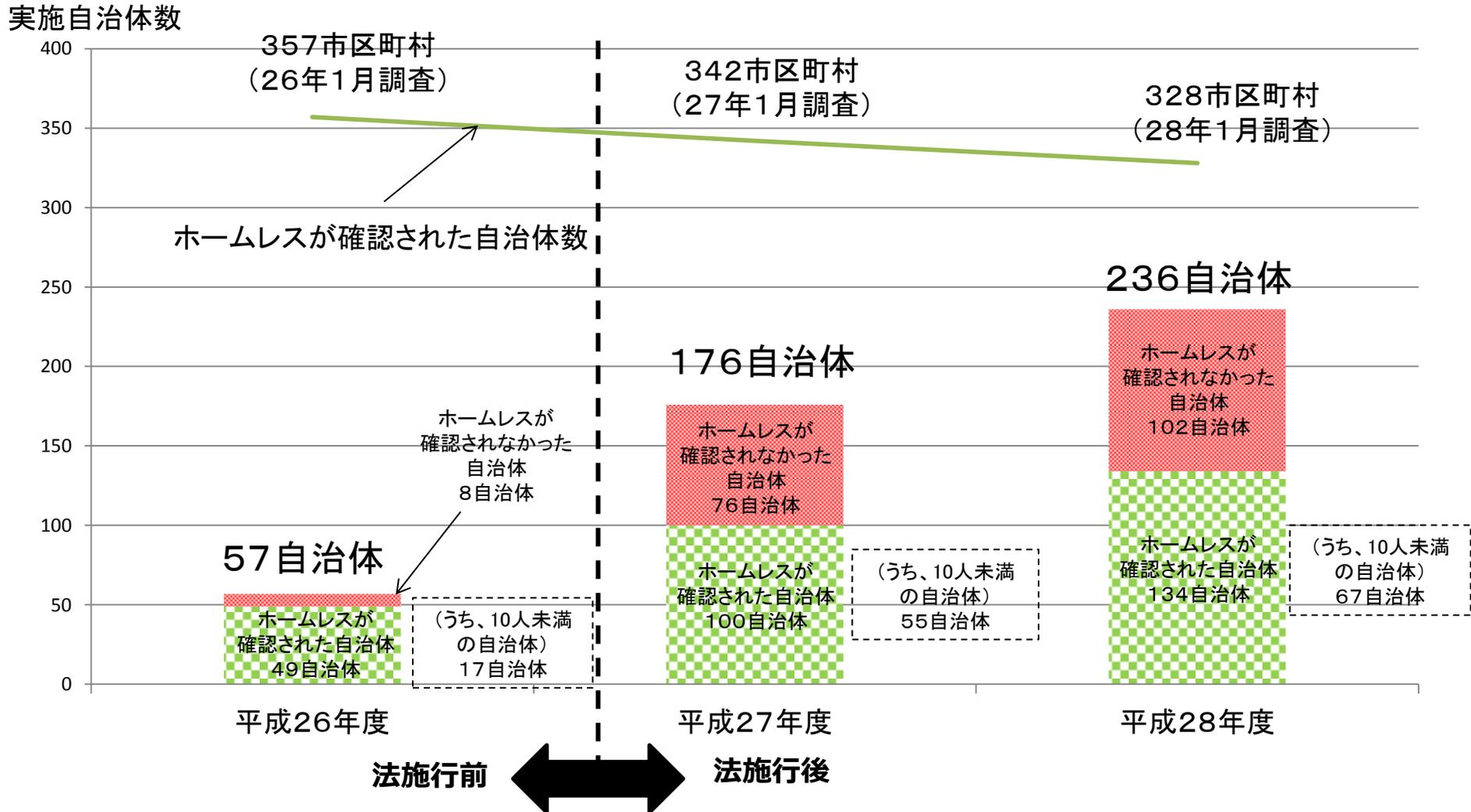
②静岡県の取組事例

- 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

| | |
|------|---|
| 自治体 | 三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市 |
| 取組内容 | <p>NPO法人が中心となり、10市による広域実施。</p> <p>①住居の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。 <p>②利用状況の把握・安否確認</p> <ul style="list-style-type: none">・3名の職員が施設事務所に勤務・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成・生活相談・指導(生活習慣の改善)、就労相談・指導(キャリアコンサルタントによる相談)、家計相談・指導等により生活状況の記録作成 <p>③食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える・自立後も食糧支援による継続支援 |

一時生活支援事業の実施状況①

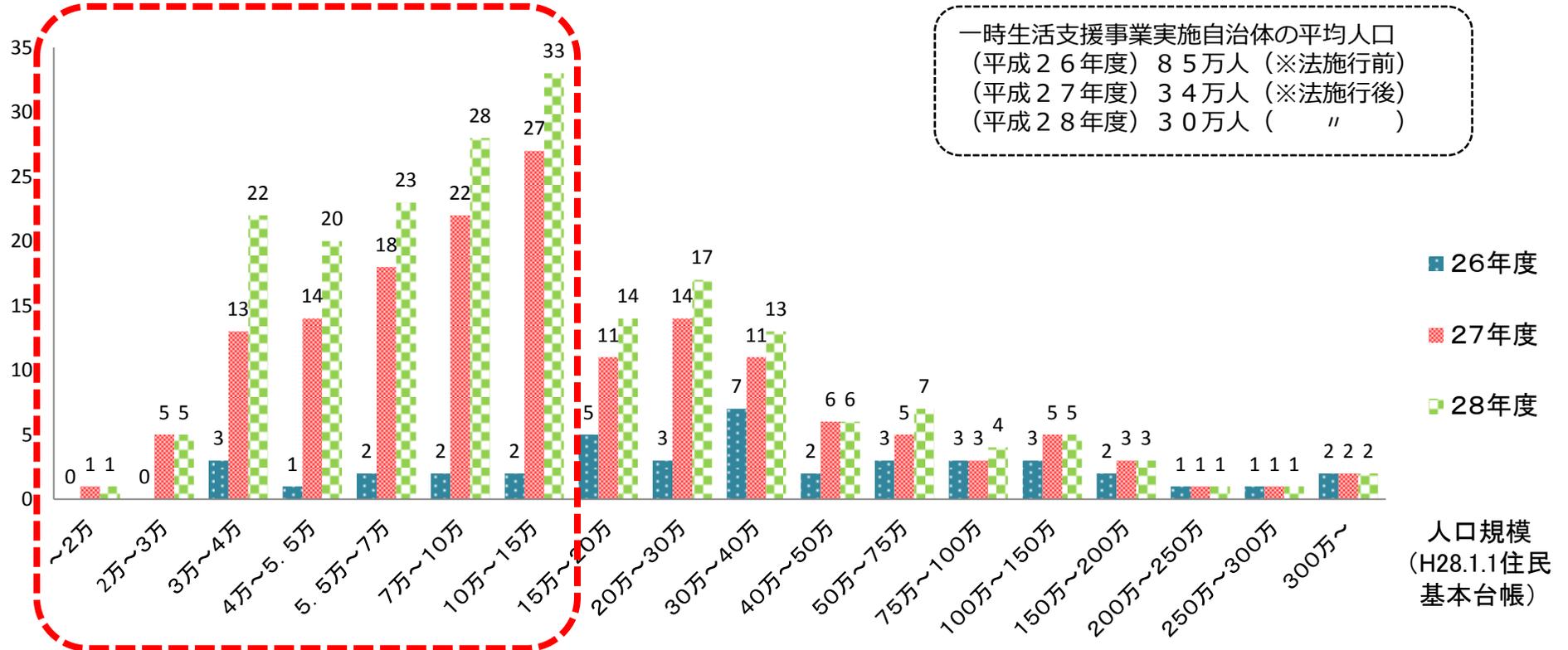
○ 一時生活支援事業の実施自治体数は、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向である中、大幅に増加している。特に、ホームレスが確認されなかった自治体・10人未満の自治体において取組が進んでいる。



一時生活支援事業の実施状況②

○ 実施自治体を人口規模ごとに見てみると、特に人口15万人未満の市区町村において一時生活支援事業の実施箇所数が大幅に伸びている。

実施自治体数



※1 都道府県が実施主体のものは除く。

※2 東京都と特別区が共同で実施している自立支援センターは1自治体としてカウントしている。

(2) 平成28年度新規補助事業の取組状況

平成28年度新規補助事業の全体的な取組状況について

○ 平成28年度の新規補助事業の全体的な取組状況は以下のとおりである。

- ・生活困窮者等の就農訓練事業: 5自治体
- ・就労訓練事業(中間的就労)の推進: 就労訓練アドバイザーの配置(2自治体)、就労訓練事業所育成員の配置(7自治体)
- ・子どもの学習支援事業の充実・強化: 高校中退防止の取組強化(116自治体)、家庭訪問の取組強化(146自治体)

| 事業名 | 実施自治体 |
|------------------|---|
| 生活困窮者等の就農訓練事業 | 神奈川県、相模原市、京都府、福知山市、京丹後市 |
| 就労訓練事業(中間的就労)の推進 | (就労訓練アドバイザー)東京都、鳥取県 |
| | (就労訓練事業所育成員)長野市、相模原市、名古屋市、神戸市、鳥取県、高知県、大分市 |
| 子どもの学習支援事業の充実・強化 | (高校中退防止の取組強化)旭川市、千歳市、岩沼市、湯沢市、米沢市、福島県、会津若松市、盛岡市、郡山市、北本市、結城市、蓮田市、秩父市、本庄市、狭山市、草加市、志木市、桶川市、さいたま市、三郷市、埼玉県、吉川市、飯能市、東松山市、鴻巣市、蕨市、和光市、上尾市、朝霞市、新座市、川口市、ふじみ野市、加須市、春日部市、川越市、越谷市、柏崎市、新発田市、南魚沼市、塩尻市、八千代市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、東京都、文京区、目黒区、練馬区、江戸川区、新宿区、江東区、板橋区、足立区、東京都府中市、八王子市、日野市、東大和市、清瀬市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、南足柄市、静岡県、磐田市、高浜市、名古屋市、豊橋市、豊田市、伊勢市、いなべ市、岐阜市、彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、宇治市、大阪府、岸和田市、河内長野市、松原市、箕面市、門真市、摂津市、大阪市、堺市、神戸市、姫路市、尼崎市、加西市、岡山市、総社市、倉敷市、福山市、宇部市、徳島県、香川県、高知市、南国市、福岡県、福岡市、大牟田市、田川市、古賀市、長崎市、佐賀市、宮崎市、日向市、鹿児島県、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、南城市 |
| | (家庭訪問の取組強化)旭川市、千歳市、石狩市、石巻市、岩沼市、山形県、米沢市、福島県、福島県、会津若松市、盛岡市、郡山市、栃木県、結城市、富岡市、埼玉県、秩父市、加須市、東松山市、狭山市、草加市、戸田市、志木市、新座市、北本市、川口市、上尾市、本庄市、春日部市、鴻巣市、蕨市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、三郷市、蓮田市、日高市、吉川市、ふじみ野市、川越市、越谷市、柏崎市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、新潟市、甲府市、甲州市、松本市、上田市、塩尻市、八千代市、東京都、新宿区、江東区、目黒区、渋谷区、板橋区、足立区、東京都府中市、国分寺市、狛江市、清瀬市、台東区、品川区、世田谷区、中野区、練馬区、江戸川区、日野市、国立市、東大和市、西東京市、八王子市、神奈川県、さいたま市、横浜市、藤沢市、茅ヶ崎市、石川県、七尾市、羽咋市、越前市、静岡県、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、高浜市、豊田市、伊勢市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、滋賀県、彦根市、甲賀市、綾部市、宇治市、京丹後市、南丹市、大阪府、岸和田市、吹田市、河内長野市、松原市、大東市、門真市、摂津市、堺市、豊中市、神戸市、姫路市、岡山市、倉敷市、福山市、徳島県、善通寺市、今治市、西予市、高知市、南国市、福岡県、福岡市、久留米市、田川市、うきは市、佐賀市、佐世保市、長崎県、長崎市、大分市、豊後大野市、宮崎市、日向市、鹿児島県、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、南城市 |

平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)①

京都府京丹後市の概要

人口:57,009人(H28.8月末時点)
世帯数:22,725世帯(H28.8月末時点)
高齢化率:34.3%(H28.8月末時点)
保護率:10.3%(H25年度)



事業概要

1. 事業実施の背景

○ 相談者への面談のみによるアセスメントに限界を感じていたことから、就農体験を通じた見立てを行うために実施。就農訓練を通じて利用者の自己有用感を高めたり、適正職種等を見立てる機会となっているほか、荒廃農地の利用にも繋がっている。

2. 実施状況・利用状況

- 企業組合労協センター事業団に委託。被保護者への就農訓練事業と一体的に実施。
- 就農訓練事業担当者2名(田畑担当1名、里山担当1名)を配置。
- 利用者は週2~5回の通所型で利用し、3か月で支援内容を見直すことにしている。
- 生活困窮者のみではなく、被保護者、サポステ利用者等も対象とすることで利用者を増やしている(事業費は利用者数に応じて按分。平成28年10月時点の利用者数:困窮者4人、被保護者2人、サポステ10人)。

3. 取組内容

- 農家や自治会への聞き込みにより、近隣の荒廃農地を探した上で持ち主の了解を得て、そこで田畑耕作を実施。
- この他、里山整備(集材作業補助)、事業所内での内職、他都市・地方間連携による釜ヶ崎支援機構や京都自立就労サポートセンター等との農業体験等を通じた利用者の交流も行っている。
- 知識や技術が必要な農作業を行うときは、近くの農家を講師として招いている(謝金を支給)。
- 利用者に対し工賃等を支給していないが、作業に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを収穫した農作物等と交換できるようにしている。
- 希望者には曜日ごとに方面を決めて近隣までの送迎を実施。
- 当該事業所には自立相談支援事業の支援員も配置しており、常に連携が図られている。

平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)②

京都府福知山市の概要

人口:79,631人(H28.10月末時点)
世帯数:35,922世帯(H28.10月末時点)
高齢化率:28.83%(H28.10月末時点)
保護率:14.7%(H27年度)



事業概要

1. 事業実施の背景

- 就労意欲の喚起やコミュニケーション能力の形成のために実施。就労意欲の低い支援困難者への支援メニューができたことや、支援ノウハウを有する法人へ委託したことで、自立相談支援事業の支援員の心理的負担軽減が図られている。

2. 実施状況・利用状況

- 農業生産法人の株式会社味歩里(みぶり)に委託。
- 利用者は、毎週火・木の午前9時～12時の3時間通所型で利用し、原則6か月の利用としている。
- 就労準備支援担当者、担当支援員、技術支援員を各1名配置(生保と一体的に実施)。
- 平成28年10月時点の利用者は4名(すべて被保護者。H27年度利用者は19名(うち、困窮者1名))。

3. 取組内容

- 農作物の知識等の基礎研修や除草、育苗、収穫、ハウス修繕等の農作業、農業体験を実施(主に九条ネギを栽培)。
- 田畑は、市農林商工部から紹介してもらった地域の荒廃農地を使用している(田畑やビニルハウス30棟ほど)。
- 希望者には市役所や駅への送迎を実施。
- 毎回、市の担当者に対し取組状況の日報をメールで報告しており、情報共有に努めている。



平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練事業(中間的就労)の推進)①

○就労訓練アドバイザーの配置(都道府県)

東京都の取組例

- 区市における事業所開拓や利用あっせんが進んでおらず、これを拡大するために都が主導して、本来、開拓主体となるべき自治体のための環境づくりを行うことを目的として事業化。
- 都の自主事業である住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業(TOKYOチャレンジネット)の受託団体(社会福祉法人)に委託し、就労訓練アドバイザー(常勤1人、非常勤1人)を配置。
- 具体的には、以下のような取組を実施。
 - ・ 区市職員等を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明(管内全区市が参加)
 - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援
 - ・ 認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、実際に利用可能範囲にある認定就労訓練事業所(社会福祉法人や株式会社等)の見学会を自立相談支援機関の就労支援員等を対象に各地域で開催
(=利用あっせんが進めば、就労支援員等にとって事業所開拓を実施するインセンティブになるとの考え)
- 今後は、認定就労訓練事業所の就労支援担当者の養成研修等を行う東京都地域公益活動推進協議会との連携を検討。

鳥取県の取組例

- 県内において事業所開拓や利用あっせんが進まない自治体もあることから、県が主導して事業所開拓を行い、かつ開拓した事業所活用の好事例を横展開することにより、開拓や利用のノウハウ向上をサポートし、県全体的な推進を図ることが目的。
- さらに、多分野の就労支援機関等で構成する県ネットワーク会議において、若者支援やひきこもり支援等の他分野においても支援付き就労の場の必要性と課題があることを共有。対象者像や支援ノウハウが共通するところもあることから、分野横断的に支援付き就労の推進に取り組むことも目的としている。
- 今年の9月議会で予算化して、NPO法人と委託契約を締結し、「中間的就労コーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)を1名配置(「中間的就労事業所育成員」(以下「育成員」という。)も1名配置)。
- 具体的には、育成員が全県的に事業所開拓を行いながら、コーディネーターが以下の取組を実施。
 - ・ 事業所開拓・事業所支援を担っている他分野の就労支援機関等を含めた情報交換会やスキルアップ研修の開催
 - ・ 開拓事業所の活用促進のための情報共有・情報発信
 - ・ 他分野の就労支援機関等と連携して、開拓した事業所への助言等を通じた関係づくり

平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練事業(中間的就労)の推進)②

○就労訓練事業所育成員の配置

愛知県名古屋市の取組例

- 平成26、27年度に市内民間事業者「(一社)草の根さえあいプロジェクト」に委託して実施していた「なごやモデル」の取組(一般就労につなげることを目的として、対象者の希望や特性に応じた企業開拓を実施し、就労につなげる)により、中間的就労から一般就労までつなげるノウハウを積み重ね、このモデルの取組を事業化。
- 市内3か所の自立相談支援機関窓口「就労支援推進員」(専任職員)を1名ずつ配置。
- 「就労支援推進員」は、事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定申請支援、認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
- この他に、認定就労訓練事業を推進するために、以下のような取組を実施。
 - ・ 市のホームページに、事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載
 - ・ 非雇用型の認定就労訓練事業所に通う利用者に交通費支給やスーツ等の現物給付を行う市社協の事業と連携
 - ・ 就労準備の就労体験協力事業所と認定就労訓練事業所の両方の開拓に活用できるチラシを作成
 - ・ 市内3か所の自立相談支援機関の連携のため、合同の事例検討会や就労支援推進員担当者会等の会議を定期開催

長野県長野市の取組例

- 自立相談支援機関窓口専任の就労訓練事業所育成員を1名配置。
- 求人や業務内容から認定就労訓練事業に適していると見込まれる事業所に個別に訪問し、認定就労訓練事業所の開拓を実施。
- 認定就労訓練事業の利用が望ましいと見込まれる者に対しては、就労訓練事業所育成員がその者に適した事業所の選択だけでなく、面接や事業所に通う際の同行まで寄り添って支援を実施し、認定就労訓練事業の利用の他、一般就労、障害者雇用枠での就労につながっている。
- 認定就労訓練事業所の開拓に併せて、長野県社会福祉法人経営者協議会が実施する「就職活動応援金付職場体験事業」(プチバイト事業、相談者に職場体験の場を紹介するとともに、就職活動応援金を給付して経済的支援を行う)に登録する事業所の開拓も実施している。

平成28年度新規補助事業の取組状況(子どもの学習支援事業の充実・強化)

○高校中退防止の取組強化

神奈川県川崎市の取組例

- 学習教室に参加して高校進学をした生徒に対して、引き続き学習教室に気軽に立ち寄るように呼びかけを行っており、訪れた高校生に対して自習のサポートや居場所の提供を実施。
- 高校生本人の高校を中退したい等の高校生活での悩みに対して、支援員が相談支援を実施。

宮崎県宮崎市の取組例

- 週3日昼の時間帯に、通信制高校に通う高校生に対して、期限通りのレポート提出を促すためのレポートの作成支援を実施。
- 高校生本人の高校を中退したい等の高校生活での悩みに対して、支援員が相談支援を実施。
- 全日制高校を中退したいという悩みを抱えた高校生に対して、定時制や通信制高校への転入を提案し、転入に向けた手続き面での支援も実施している。
- 高校中退後、通信制高校に復学し卒業した先輩による講演会を開催。(テーマ:高校を卒業して良かったことなど)

○家庭訪問の取組強化

広島県福山市の取組例

- 家庭訪問や学校その他の関係機関との連携を図るための人員を4名配置(うち1名は、心理関係の資格を有する)。この他、登録制で家庭訪問を担う人員を4名を確保し、家庭訪問を行う体制を構築。
- 生活保護のケースワーカーや学校に配置されたスクールソーシャルワーカー等との連携により、不登校の子どもを把握し、家庭訪問により登校に向けた支援や高校進学支援を実施しながら、市が実施する学習教室や居場所への参加も促している。
- 併せて、家庭訪問により親に対する子の養育に関する相談支援や子どもの進路相談等の支援を実施。

(参考)平成28年度 生活困窮者自立支援法等関係予算

- 自立相談支援事業をはじめとする各種事業を実施するために、平成27年度と同額の400億円を確保した。
- 生活困窮者の自立をより一層促進するために、①子どもの学習支援事業における高校中退防止、家庭訪問の取組強化、②多様な就労支援のための就農促進事業や中間的就労の推進、といった新たな事業を実施する。

| | 事業名 (補助率) | 平成27年度 予算額 | 平成28年度 予算額 | 増▲減額 | 備考 |
|---------------|-----------------------|---------------|---------------|--------------|---------------------------|
| 必須事業 (負担金) | 自立相談支援事業(3/4) | 136 (182) | 136 (182) | 0 (0) | |
| | 住居確保給付金(3/4) | 17 (23) | 17 (23) | 0 (0) | |
| | 被保護者就労支援事業(3/4) | 64 (86) | 64 (86) | 0 (0) | |
| | 小計 | 218 (290) | 218 (290) | 0 (0) | |
| 任意事業 (補助金) | 就労準備支援事業(2/3) | 35 (53) | 35 (53) | 0 (0) | H28は就農訓練事業(生活困窮者分)2.1億円含む |
| | 被保護者就労準備支援事業(2/3) | 29 (43) | 29 (43) | 0 (0) | H28は就農訓練事業(被保護者分)2.1億円含む |
| | 一時生活支援事業(2/3) | 23 (34) | 23 (34) | 0 (0) | |
| | 家計相談支援事業(1/2) | 19 (39) | 19 (39) | 0 (0) | |
| | 子どもの学習支援事業(1/2) | 19 (38) | 33 (66) | 14 (28) | H28は高校中退防止・家庭訪問を強化 |
| | その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2) | 58 (115) | 44 (87) | ▲14 (▲28) | H28は就労訓練事業の推進1.4億円を含む |
| | 小計 | 183 (322) | 183 (322) | 0 (0) | |
| 合計 | | 400 (612) | 400 (612) | 0 (0) | |

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

趣旨

○ 生活困窮世帯等の中には、中途退学者、引きこもり等の若年者や、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する場合もある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

背景

【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果 等



生活困窮者等への就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む)を含めた就労支援

事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

1 実施主体:都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

2 事業内容

(事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・農村自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等:数日~1週間))

- ・農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

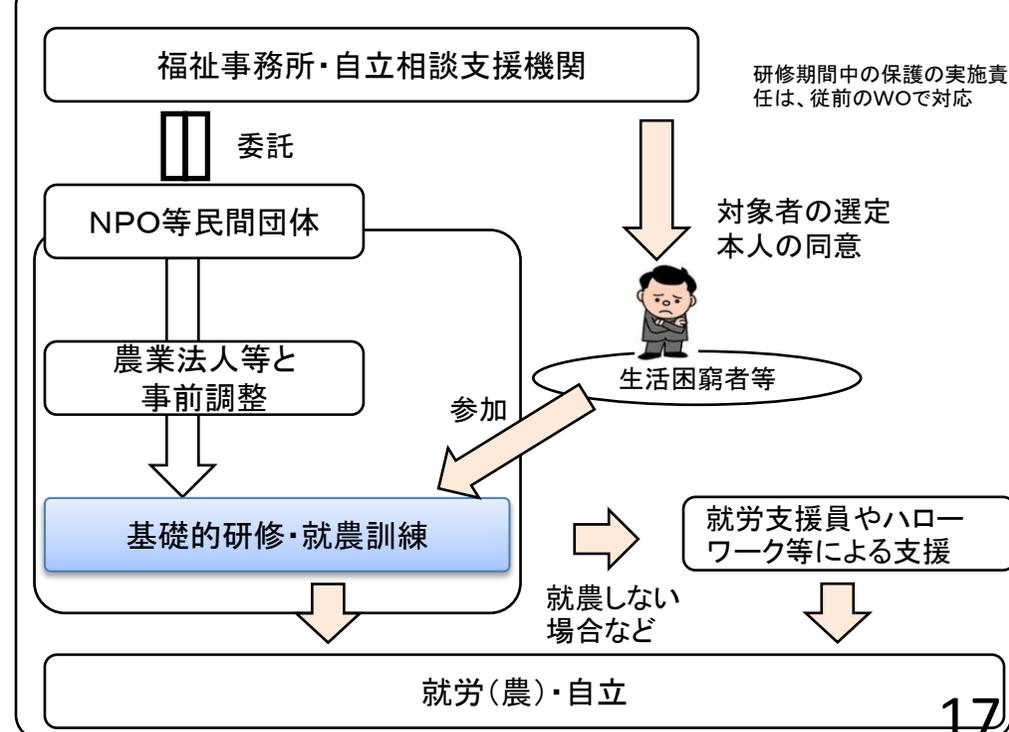
(就農訓練(例:長期訓練、就農支援))

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



3 補助率 2/3

事業スキーム

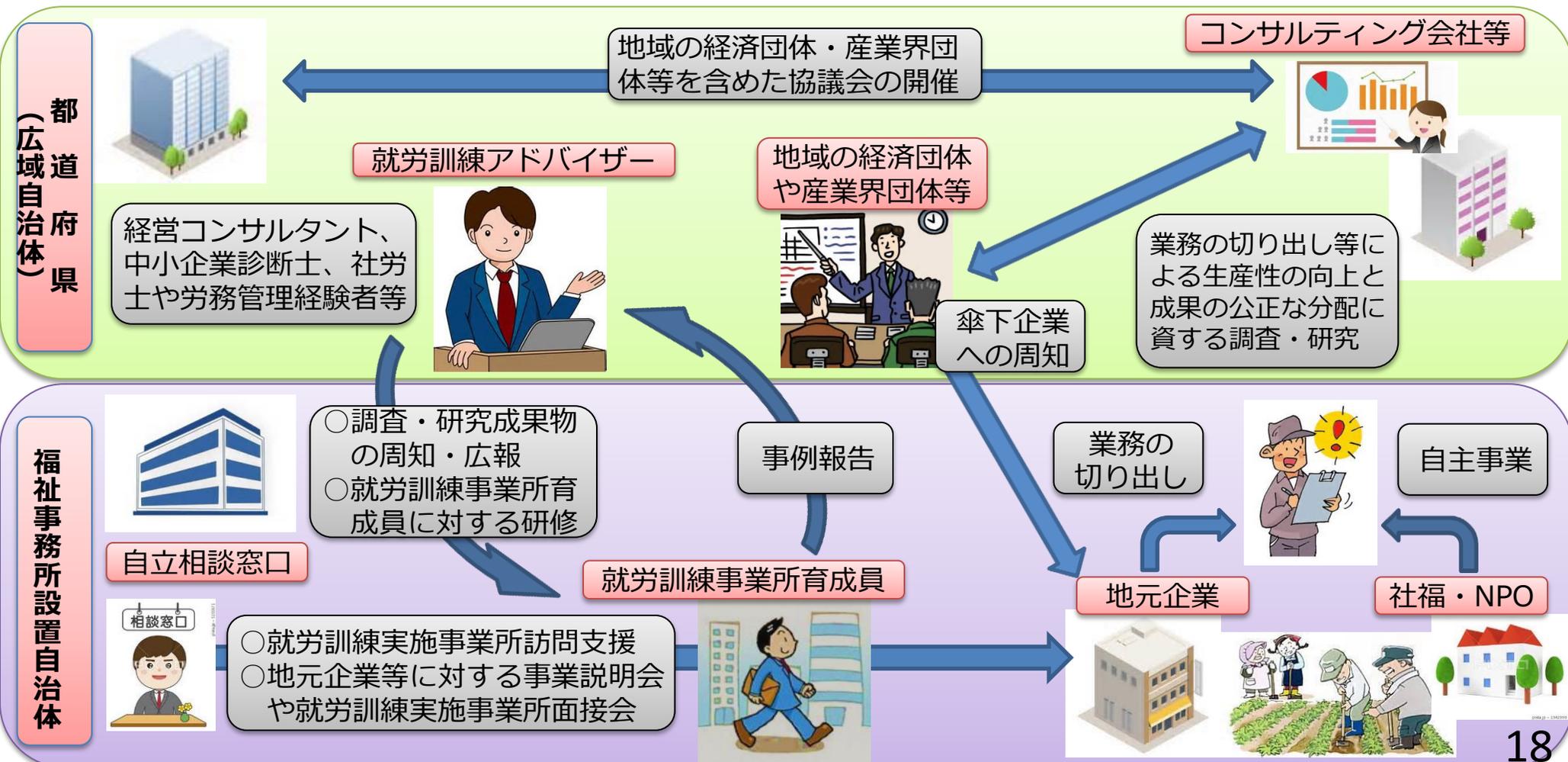


(参考)就労訓練事業(中間的就労)の推進

平成28年度予算額 1.4億円

- 都道府県に就労訓練アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士等の有資格者)を、福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を強力に促進する。
- 地域性に応じた、幅広い職種・業務での就労訓練事業所を獲得するため、業務の切り出し等による生産性の向上と成果の公正な分配に資する調査・研究を各都道府県において委託事業により実施する。

【実施自治体数】 5都道府県、50市町村を想定 【補助率】 1/2



生活困窮世帯の子どもを支援するために、学習支援事業について、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化する。

現状・課題と必要な対応

- 貧困の連鎖を防止するため学習支援は重要な事業。
- 貧困率でみると「中卒」の貧困リスクが非常に高く、子どもの貧困対策大綱でも指標の一つ目に生活保護世帯の高校進学率が掲げられている。
⇒生活困窮者自立支援制度では、自立のポイントとなる高校進学に焦点を当て、中学生への支援を中心に行う。
- 併せて、取組の進んでいない高校中退防止及び家庭訪問について、国庫補助を加算方式とすることで、取組を促進する。

強化策のポイント

高校中退防止の取組強化

- 【現状】○高校中退は中卒に分類されるが、生活保護受給者の高校中退率は5.3%となっており、一般世帯の高校中退率(1.5%)の3.5倍。 ※子どもの貧困対策大綱においても、中退率の改善が掲げられている。
○平成26年度の実施状況をみると、高校生を対象としている実施自治体は1/5程度の実施に止まる。
(中学生76.3%、高校生18.2%)
- 【課題】○高校進学が就労を含む自立の重要なポイントとなる。
○学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。
※現場において、中退防止の取組が課題という意見が多い。
- 【取組例】○学習支援事業により高校進学を果たした後に、支援員やボランティアが定期的に面談(近況、卒業後の進路など)を実施。
○きちんと通学できているか心配な場合に、面談等により子どもの様子を確認。
○不登校などで中退のおそれのある子どもに対して、学校・教育委員会と連携して支援を実施。

効果

- ★高校進学や、家庭状況の変化にともなう環境変化による子どもの悩みに丁寧に寄り添うことで、子どもが高校卒業の重要性を感じ、卒業後の将来像を持つきっかけとなる。
- ★全日制高校の中退を考える子どもに、通信制高校の選択肢があることについて情報提供を行うことで、中退以外の進路を選ぶことができる。

強化策のポイント

家庭訪問の取組強化

【現状】○本人が複雑な課題を抱えていたり、家庭状況等により、支援が必要だが事業に参加できない子どもや、人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子どもが存在。このため、家庭訪問により早期発見・支援する要請は高い。
○制度施行間もない現時点においては、様々な端緒から親への支援の入口を整備する必要がある。

【課題】○支援が必要な子どもを早期発見し支援を提供し、その自立に資するとともに親の支援につなげる必要。
※現場からの意見に「学習支援に出てこられない子どもの方が支援が必要なケースが多い」が存在。

【取組例】○子ども本人の抱える複合的な課題や、複雑な家庭状況等により、学習支援事業への参加が困難な子どもの家庭に支援員が訪問し、学習項目を教えるほか、子どもや親との関係づくりを行い、学習教室や居場所への参加を促す。
○子どもへの支援と併せて、親の子育てや生活に関する悩み・不安に対してきめ細かく相談支援を実施。
○親や家庭の状況を把握し、親への就労支援や家計相談支援等が必要な場合は、自立相談支援機関と連携して支援。



効果

- ★家庭訪問によって家庭状況を把握した上できめ細かく支援できるため、子どもの学習環境だけでなく、親の生活習慣も改善することができる。
- ★不登校だった子どもが、学習教室や居場所に参加することによって、進学への意欲や自身の将来像を持つきっかけとなる。

事業強化に伴う国庫補助基準額の考え方

- 高校中退防止、家庭訪問の取組を促進するため、これらの取組については基本基準額とは別に加算で措置する。
- 平成28年度の基本基準額については27年度よりも微減とし、その上で、高校中退防止の取組、家庭訪問の取組について、それぞれに所要の加算額を設定する。
- 国庫補助において加算を認める要件の詳細については協議方針等において提示するが、上記の取組例に掲げた内容をはじめ、今般の取組強化の目的に合致している事業を実施することが国庫補助協議において確認できれば可とする方向。

人材養成研修に関する 周知事項について

人材養成研修について

国研修について

- 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の各事業に従事する者には、国研修を修了していただくこととしている。※一定期間は経過措置あり。
- 今年度は、自立相談支援事業従事者の研修については、修了者がいない都道府県に対して優先的に受講者枠を設定したが、結果として、受講者枠を満たさず、修了者がいないままの自治体がみられた。
- 受講しない理由をヒアリングしたところ、国研修の出席にかかる旅費等の費用を予算計上していないためと回答する自治体が多くを占めた。来年度は、特に修了者のいない自治体におかれては、必要な予算計上をお願いしたい。

都道府県研修について

都道府県研修の実施状況

- 都道府県研修の実施状況をみると、「実施している」と回答した自治体が51.1%、「実施する方向で検討中」が29.8%となっており、着実に取組が広がっている。(出典：平成28年度事業実施状況調査)
- 研修未実施の都道府県においては、開催に向けた取組を進めていただきたい。

今後の取組

- 都道府県の担当者と国研修修了者を対象にした担当者研修を、来年2月3日(金)に東京にて開催する。運営方法や企画立案について研修する予定であることから、積極的に参加いただきたい。
- みずほ情報総研において、都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引きを作成しており、来年度初めにお示しできる予定であることから、来年度からは、これらの教材も活用して研修を実施されたい。

埼玉県における都道府県研修の取組事例

1. 研修企画にあたり重視した視点

①技術・知識

技術は演習を、知識は講義を中心に実施。

②チーム

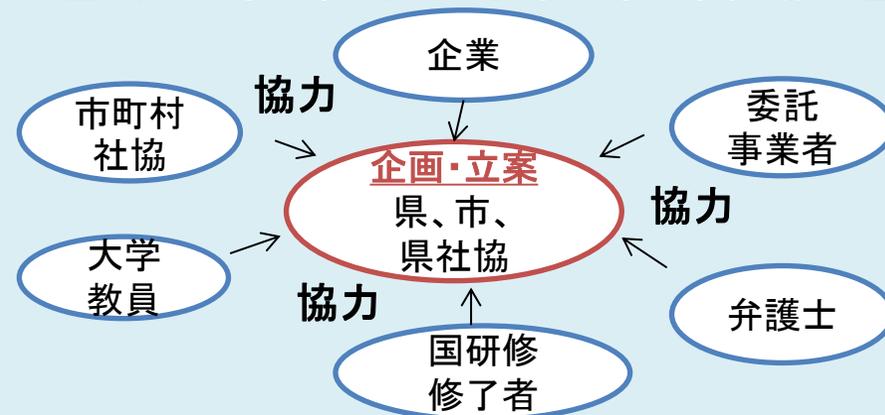
支援にはチームアプローチが必要であることから、スーパービジョンや多職種連携の演習を導入。

③地域づくり

地域づくりや、既存の資源の開拓、資源の新規開発を意識。

2. 研修企画の体制

研修企画は、埼玉県、さいたま市、埼玉県社協が連携。

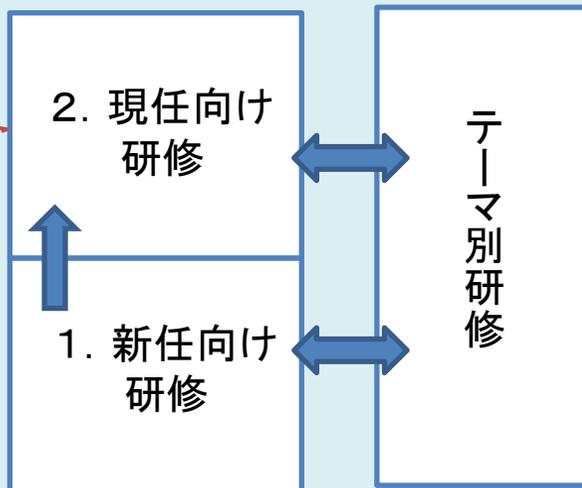


3. 研修内容

支援のスキルに応じた研修を開催

- 新任向けを終了した支援員向けの研修
- 現場で課題になっている事案や支援困難事例についての研修

- 新たに着任した支援員向けの研修
- 必ず理解しておくべき基本的内容を研修



- 全ての支援員が自由に参加
- 研修内容
 - ・年金、保険制度について
 - ・家計相談、債務整理について
 - ・学習支援、特別支援教育について

支援状況調査について

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査結果

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

【平成28年度】

- プラン作成件数の着実な伸びが見られる。

| | 平成27年度 目安値 | 平成28年度 目安値 | KPI(平成30年度) |
|----------|---------------|---------------|---------------------------------------|
| 新規相談受付件数 | 20件 | 22件 | 年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件 |
| プラン作成件数 | 10件 | 11件 | 新規相談件数の50% |
| 就労支援対象者数 | 6件 | 7件 | プラン作成件数の60% |
| 就労・増収率 | 40% | 42% | 45% |

平成27年度

(件数、人)

| 平成27年4月 ～ 平成28年3月 | 新規相談受付件数 | | プラン作成件数 | | 就労支援対象者数 | | 就労者数 | 増収者数 |
|-------------------------|---------------|------|---------------|-----|---------------|-----|--------|-------|
| | 人口10万人 あたり | | 人口10万人 あたり | | 人口10万人 あたり | | | |
| | 226,411 | 14.7 | 55,570 | 3.6 | 28,207 | 1.8 | 21,465 | 6,946 |

平成28年度

(件数、人)

| 平成28年 | 新規相談受付件数 | | プラン作成件数 | | 就労支援対象者数 | | 就労者数 | | 増収者数 | | 就労・増収率 (②+③)/① |
|-------|---------------|------|---------------|-----|----------|---------------|----------------------------|----------------------------|-------|-------|-------------------|
| | 人口10万人 あたり | | 人口10万人 あたり | | (①) | 人口10万人 あたり | うち就労支援対象 プラン作成者分 (②) | うち就労支援対象 プラン作成者分 (③) | | | |
| 4月分 | 18,142 | 14.1 | 5,032 | 3.9 | 2,505 | 2.0 | 2,135 | 1,430 | 537 | 359 | 71% |
| 5月分 | 19,001 | 14.8 | 5,288 | 4.1 | 2,568 | 2.0 | 2,075 | 1,380 | 586 | 363 | 68% |
| 6月分 | 19,733 | 15.4 | 5,717 | 4.5 | 2,794 | 2.2 | 2,347 | 1,605 | 664 | 424 | 73% |
| 7月分 | 18,624 | 14.5 | 5,531 | 4.3 | 2,676 | 2.1 | 2,291 | 1,571 | 669 | 445 | 75% |
| 8月分 | 18,839 | 14.7 | 5,705 | 4.4 | 2,673 | 2.1 | 2,028 | 1,413 | 620 | 399 | 68% |
| 合計 | 94,339 | 14.7 | 27,273 | 4.3 | 13,216 | 2.1 | 10,876 | 7,399 | 3,076 | 1,990 | 71% |

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。就労・増収率は平成28年度から把握。

生活困窮者自立支援のあり方等に関する 論点整理のための検討会について

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

(平成28年10月～)

- 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)附則第2条に定める施行3年後の検討規定や「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)を踏まえた検討を行うもの。

※当該工程表においては、「法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む」とされている。

- 今年度内に検討会での検討整理を行った上で、引き続き社会保障審議会に部会を設置し検討していく予定。

(参考) 生活困窮者自立支援法の検討について

○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)(抄)

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 | | | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層) | KPI (第二階層) |
|-------|---|--------|--------|---|--------|---------|--|---|
| | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | | | | |
| 生活保護等 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常国会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">概算要求 税制改正要望等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年末</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常国会</div> </div> <p>＜⑬生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む) </div> | | | 年間新規相談件数【2018年度までに40万件】 自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 |
| | 《厚生労働省》 | | | | | | | |

(参考) 検討の枠組みについて

| 分野 | これまでの政府方針等 | 当面の検討の場 |
|-------------------------------|--|--|
| 生活困窮者自立支援のあり方 | 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)附則第2条、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)に基づく検討 | 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(本年10月～) |
| 地域における相談体制構築等に向けた検討(地域共生社会関連) | 「1億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づく検討 ※「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の地域力WG関連事項 | 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(本年10月～) |
| 生活保護 | <制度> 生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号)附則第2条、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)に基づく検討 | 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会(本年7月～)等 |
| | <基準> 生活保護基準の検証手法の検討、検証の実施(検証は5年に1度定期的実施。次期検証は平成29年度。) | 社会保障審議会生活保護基準部会(本年5月～) |

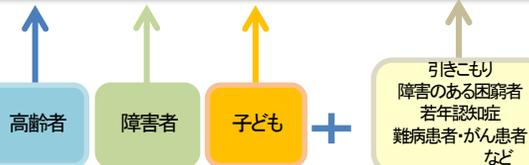
(参考) ～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン (平成27年9月)～

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 } による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・運営ノウハウの共有
- ・規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

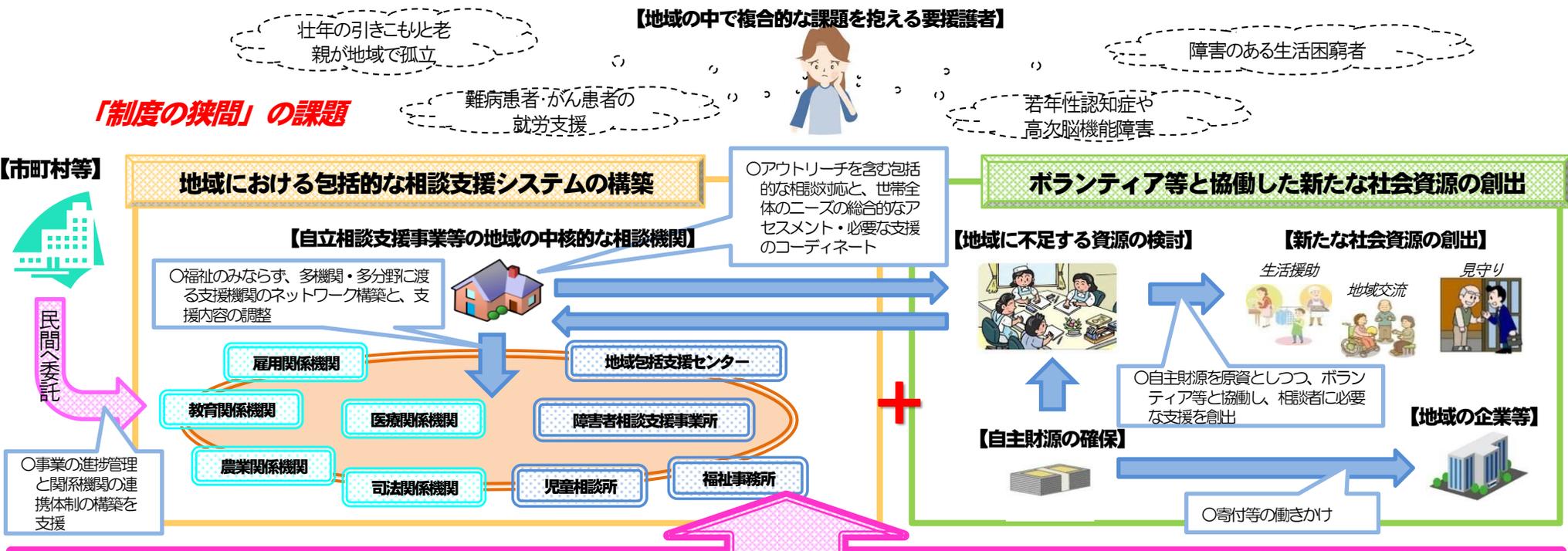
- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

- 福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。
- 具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。
 - ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
 - ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
 - ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
 - ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- 有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NP0との連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNP0などが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- 多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護と同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- 医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- 医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

| 年度 施策 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度以降 | 指標 |
|---|---|---|---|---|------------|------------|---|------------|------------|------------|------------|--------------|---|
| 地域課題の解決力の強化／福祉サービスの一体的提供／総合的な相談支援体制づくり | <small>福祉サービスの一体的な提供について運用上の対応が可能な事項のガイドラインを策定</small> <small>誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 （平成27年9月17日・厚生労働省）</small> | 設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討 | 検討結果を踏まえた対応を実施 | 相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討 | | | | | | | | | 2020年～2025年を目途に： 地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開 |
| | | 各地域における体制の確立・充実 | | | | | | | | | | | |
| 医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し | <small>介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討</small> <small>福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・保育士試験科目の部免除について検討</small> | 各資格の履修内容に関する研究 | 新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論 | | | | 新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施 | | | | | | 2021年度： 新たな共通の基礎課程の実施 |
| | | 介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討 | 資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から履修期間短縮を実施 | | | | 可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程創設後も、既取得者に適用 | | | | | | |
| | | 福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・保育士試験科目の部免除について検討 | 単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から単位認定を実施 | | | | 業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施 | | | | | | |

(参考) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について (平成28年7月15日設置)

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長 : 厚生労働大臣

本部長代行 : 厚生労働副大臣

本部長代理 : 厚生労働大臣政務官

本部長補佐 : 厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長 : 厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官 (国会担当)

本部員 : 関係部局長

地域力強化WG

主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり

主査

大臣官房審議官 (社会・援護・人道調査担当)

公的サービス改革WG

主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化

主査

大臣官房審議官 (医療介護連携担当)

専門人材WG

主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など

主査

大臣官房審議官 (医療介護連携担当)

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

(参考) 生活保護法の検討について

○生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四号)附則
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 | | | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層) | KPI (第二階層) | |
|-------|--|---|-----------------|--------|--------|---------|---|---|--------|
| | | 2016年度 | | 2017年度 | | | | | 2018年度 |
| 生活保護等 | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | | <p>＜④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜④①生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜④②平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p> | | | | | | | |
| | | <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p> | | | | | | | |
| | | <p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p> | | | | | | | |
| | | <p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p> | | | | | | | |
| | <p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p> | | | | | | | | |
| | | | | | | | <p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p> | <p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p> | |
| | 《厚生労働省》 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | <p>平成29(2017)年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> | |